

着々とそなえて企業も従業員も将来が安心!!

岡山商工会議所
特定退職金共済制度
新企業年金保険

特定退職金共済

特定退職金共済の特色

- ① 岡山商工会議所が国の承認を得て実施していて安心
- ② 将来必要な退職金を毎月計画的に準備
- ③ 掛金は一人月額1,000円～30,000円で、増減額の手続きも簡単
- ④ 従業員のために負担した掛金は、損金または必要経費に算入
(法人税法施行令第135条、所得税法施行令第64条)
- ⑤ 国の制度(中小企業退職金共済)との重複加入も可能
- ⑥ 公共工事の受注業者に関する「経営事項審査」の加点評価対象
- ⑦ 過去勤務期間通算の取扱い可能(新規事業所に限る)



給付金の受取人について

給付金の受取人は加入従業員(被共済者)です。税法上、事業主にはいかなる場合でもお支払できません。なお、本人死亡のときは労基法施行規則の定める遺族補償の順位によります。また、途中で共済契約をやむなく解約したときでも、この解約手当金は加入従業員にお支払し、事業主にはお支払いできません。

(注)ご加入に際しては必ず所定のパンフレットをご覧ください。

引受保険会社/アクサ生命保険(株)(幹事会社)・大同生命保険(株)・第一生命保険(株)・住友生命保険(相)

ももたろう共済・特定退職金共済のパンフレットを郵送いたしますので
下記にご記入のうえFAXください。

(FAX 086-225-3561)

住所	〒	
事業所名	TEL	
希望パンフレット	・ももたろう共済	・特定退職金共済

*ご記入頂いた情報は、商工会議所からの共済情報提供・連絡に利用いたします。(岡山商工会議所/幹事引受保険会社)

お問い合わせ 岡山商工会議所 会員サービス課 ☎ 086-232-2262

〒700-8556 岡山市北区厚生町3-1-15

*記載の税務取扱は、平成30年2月現在の税制に基づくものです。今後の税務取扱は変更される場合もあり将来を保証するものではありません。